

「日米安保体制をめぐるバランスシート」の一考察

初瀬 龍平

I 問題関心と問題の設定

本論は、日米安保体制が「誰にとって、どのような利益」をもたらし、「誰に対して、どのような負担」をかけてきたか、また国民（人々）はそれをどう認識してきたか、に関して一種のバランスシートを作成して、検討しようとするものである。日米安保体制の評価は、それをみる人々の視点によって違って来るが、どのような人々がどのような視点を重視しているか（あるいは軽視しているか）について、明らかにすることで、日米安保体制に関して、いわば万華鏡を作成し、日米間の対等性と従属性の意味を問い直すのが、本論の狙いである。また、バランスシートという方法を用いることで、新しい評価の視点をえぐり出すことも期待される。

本論では、日米安保条約の基本的性格を次のようにとらえる。すなわち、日米安保条約は旧条約（1951年）、新条約（1960年）、安保再定義（1996年）、集団的自衛権に関する閣議決定（2014年、ガイドライン見直しへ）を通じて、一貫して、アメリカ国家にとって日本における基地条約（米軍の基地・駐兵・演習・通過のための条約）（旧・第1条、新・第6条）であり、日本国家にとっては、安全保障上、核抑止力を含めて、米軍の存在を確保し、米軍の軍事力を引き留めておくための条約（旧・第1条、新・第5条及び第6条）である。冷戦終結後に、条約の適用範囲は「極東」から「アジア太平洋地域」へ、さらに地域的無限定（「周辺事態」、集団的自衛権の及ぶ範囲）へと拡大してきている（初瀬2014）。

現行条約の中核は、第5条（日本有事のときの日米共同行動）と第6条（極東有事に備えての米軍駐留）である。第5条の効果の中心は、冷戦期に対ソ「抑止」、冷戦後に対北朝鮮「抑止」である。しかし、「抑止」の効果は、「抑止」を仕掛ける側の意志と能力（軍事力）、及び受け止める側の受け止め方（認識）の関数（積）であり、効果があるとすれば、受け止め側の認識いかに関わる。しかし、そこのところは現実に進行形の外交・軍事の政策過程では、外から見えないブラック・ボックスとなっている。そこで、軍事力の相互状況という状況証拠が、抑止の効果の判断基準として使われるが、「抑止」の効果としてむしろ確実なのは、効果があると「思い込む」国民の安心感であるかもしれない。次に第6条の方は、現実に米軍が、沖縄・本土の基地・軍事施設を使って、日本自体の防衛に関係なく、ベトナム、イラク、中東までの軍事作戦や東アジアでの軍事活動を展開してきた。このことについての日本側からの評価は、アメリカの戦争目的を支持するかどうかによって分かれてくる。冷戦期にあって日本にとっては第5条、アメリカにとっては第6条が関心事であったが、安保再定義の頃から日本にとっても、第6条（周辺有事）対応の意味が大きくなり、最近年に憲法と集団的自衛権の問題が提起されることになった（菅 2014）。

経済協力に関しては、第2条が「両国間の経済的協力を促進する」ことを謳い、1996年の日米安保共同宣言も「我々の同盟関係は、この地域の力強い経済成長の土台」であり続ける」ことを確認している。

日米安保体制をめぐる議論において、日本からみて、実質的にせよ、形式的にせよ、対等性の実現が重要視されることが多い（坂元 2000、中島 2012、鳩山・孫崎・植草 2013、赤旗政治部「安保・外交」班 2010）。

日米間における対等性と、その対になる従属性を考察するとき、まず（1）対等とは何か、（2）対等はそもそも可能なのか、という問題が浮上する。たとえば、形式的（法的）不对等と実質的不对等は完全な従属の関係であるので、この関連での問題はない。しかし、形式的対等で実質的不对等では、ど

こまでが従属で、どこまで自立なのか、の判断は難しい。理想は、形式的対等と実質的対等であるが、同盟関係の効果は、下述のように、政治、経済、軍事の複合効果であって、理想的状況は、ほとんど存在しない。現実には、軍事超大国の米国を中心としての対日、対比、対韓、対台、対タイ、対豪の a / the hub and spokes の安全保障の同盟関係網のなかで、米国の相手国の各国が、どこまで対米の絶対的対等性を確保できるかは、疑問である。しかし、個別の案件を中心として、対等性を実現するという意味での相対的対等性の獲得は、不可能でない。日米安保体制に関しても、日本の自立や対等性の要求は、相対的対等性の追求とみるべきものであろう。

これに加えて、対等性の問題は、客観的事実の問題であるとともに、主観的認識の問題でもある。客観的に対等性が事実でなくとも、主観的に対等と認識、弁護されることが少なくない。ここで問題は、(3) 満足できる不对等（あるいは、満足できない不对等）とは何か、に変わる。答えは、たとえば国家指導者、国家官僚、ビジネス界にとって、あるいは国家主義者の国民、リベラルの国民にとって、違ってくるはずである。日米関係では、親米リベラルと反米リベラルの相違も重要である。

本論では、(1) 日米国家（国民）間のマクロのバランスシート、(2) 個別の分析項目や人々の立場という視角を取り入れた、ミクロのバランスシート（表1、表2）、(3) 日米核同盟の時系列的バランスシート（表3）の順にみていく。既往の研究として、バランスシートの細かい考察はあった（前田2000、武田・武藤2012）。本論に新しい価値があるとすれば、それはミクロのバランスシート表を作成したこと、及び3種類のバランスシートを合わせて考察しているところにある。

本論に入る前に、次に対等性と同盟の概念について、基礎的整理をしておこう。

II 対等性とは

最初に対等性に関連する概念の整理を試みる。

第1に、本論では、対等性 (equality) とは、特定の案件 (issue) の決定にあたり、関係者 (国) 間に決定権の上下関係がないこと、と定義しておく (国家間について言えば、これは主権の行使に当たる)。この意味での対等性の否定となるのは、従属性である。しかし、たとえば形式的対等で実質的不対等では、どこまでが従属で、どこまで自立なのかの判断は難しい。

現実には部分的従属と部分的自立が混在することが多く、従属性と対等性の二分法では、現実を割り切ることはできない。そこで、しばしば相互性という多少あいまいな概念が使われる。あるいは、従属的自立とか、相対的対等性とか、中間的分析概念が必要になる、と思われる。

第2に、同じような用語として対称性 (symmetry) がある。対称性とは、同盟関係で関係国が提供する資源と請け負う負担それぞれについて、関係国間で同質 (できれば同量) であることである。ある意味では、同盟関係は非対称の方が成立しやすいとも言える。しかし、非対称であるからと言って、自動的に不対等であることにはならない。日米安保体制で、アメリカが人 (軍事力・軍隊)、日本が物 (基地) を提供していて、非対称な関係であるからと言って、両者の間は必然的に不対等となるものではない。これは政治的方程式であるので、日本側が非対称関係を利用して、対等性を回復することも考えられる。また、対称関係であるからと言って、対等関係であることになるわけでもない。対称性 = 対等性 (自立性)、非対称性 = 不対等性 (従属性) とは、簡単に決めつけられない。

第3に、政治の場において、対等性の問題は、客観的事実の問題であるとともに、主観的認識の問題でもある。日米安保体制にあって、客観的に対等でない場合にあっても、主観的に日本政府によって、問題とされないことが少なくない。たとえば、1959年の砂川事件 (地裁で米軍駐留違憲) の最高

裁判決に当たって、外務大臣（藤山愛一郎）と最高裁長官（田中耕太郎）は、アメリカ大使（マッカーサー）と、跳躍上告や判決内容について、事前に親密に協議することを厭わなかった（布川・新原 2013）。また、地位協定に絡む対米従属と見えるもの（米兵犯罪に関する裁判権の縮減、航空法など国内法の不適用など）も、そのように処理されている（吉田 2010、前泊 2013）。

第4に、不対等性や非対称性で満足できるものはないか、について、考えてみる。確かに、不対等性は一般的に弱者側に多くの犠牲を強いるものである。しかし、対称性は必ず非対称性より好ましいと、言い切れるものでもない。たとえば、日本にとっては、日米安保プラス憲法第9条が「戦死者なし」（自衛隊員は、殺さず、殺されず。自殺は別）であったことと、米軍がベトナム戦争で5万8千人の犠牲者、イラク戦争で4千4百人の犠牲者を出しこととは、まったく非対称・不対等である。しかし集団的自衛権の解禁によって、自衛隊員から、米軍と同数の犠牲者を出すことは、対称性の回復であるとしても、それは好ましい選択であろうか。ここで指摘できることは、対等性・対称性それ自体が、プラスの価値を生むとは、限らないことである。

第5に、対等性はそもそも良いことか、であるが、これがそう思われるのは、関係者が対等性は良い結果をもたらすものだと、思い込んでいるからでないか。とすると、日米安保体制で対等性と従属性を論じる意義は、対等か従属かの判断ではなく、どこに対等性がある、どこに不対等性があるかを確認して、それらがどのような意味で、人々の生命と生活の安全を高めているか、あるいは低めているか、を見極めることである。そこで、何が良いことか、について、答えは、たとえば、国家指導者、国家官僚、ビジネス界にとって、あるいは国家主義者の国民、リベラルの国民にとって、違ってくるはずである。日米関係では、リベラルの親米派と反米派の相違もみられる。

ここで注意しておきたいのは、起こったことの利益・不利益と、起こらなかったことの利益・不利益の判断に、大きな違いがあることである。起こらなかったことの判断は、抑止の効果のように、極めて主観的となりやすく、

国民の安心感と結びつく傾向が強い。起こったことの判断は、個々人にとっては、死活の問題に関するものである。米軍の訓練の騒音・事故、米兵の犯罪などは、その例であるが、米軍基地での労務雇用、周辺の歓楽業営業、軍用地地主収入などは、別の意味でのその例に当たる。前者のようにマクロのものは見えにくい、ミクロのものは見えやすい。

ミクロの利益（被害の回避を含む）について、個人を集合させて、政治運動の目標として実現することは、極めて非日常的なエネルギーを要するものであるが、マクロの利益は、国家などの公的制度を介して、日常的に強権的に貫徹できることが多い。もう一つ留意したいのは、外務省、防衛省などの職員が、日常業務として日米安保体制を制度化していくこと（柴田2011、吉田2012）に伴う業務としての個人的利益は、それが剥奪されない限り、あまり特別の利益と感じられないことである。

Ⅲ 同盟とは

ここで、本論と関連する限りで、同盟に関する基礎的知識を整理しておく。

第1に、同盟は、公式には、関係国間の安全保障条約（軍事的支援関係の条約）があって、はじめて成立する。そこで、軍事的共同行動が始動するには、各国の国内手続きに則った政治的承認が必要である。安全保障条約の軍事的始動は、自動的ではない。同盟には、当該国の意志に反して、同盟国の戦争に「巻き込まれる」危険や、当該国の期待に反して、同盟国から「見捨てられる」危険が、つねに付きまわっている。

第2に、同盟の軍事的機能には、(1) 同盟国からは攻撃されないことの保障（相互不可侵）、(2) 同盟の存在自体が潜在的敵国の攻撃を予防するかもしれない抑止の効果、(3) 同盟の存在が一定地域での秩序を担保するという一種の保険の機能、(4) 国民の安心感とその思い込みが、含まれる。

第3に、同盟の経済的機能であるが、同盟には中ソ友好同盟相互援助条約

(1950年)のように、経済同盟の性格を持つものがある。しかし、一般的に言って、経済的機能の面は、包括的な条約の実行よりも、経済交流の積み重ねによる相互補完関係の強化にある。この場合、(1) 相互補完に、実質的に支配・従属の側面が含まれる可能性、あるいは(2) 相互補完によって共通の規範が基盤となり、国際規範に高まる可能性がある。この(2)は、上記の軍事的機能(3)の秩序保険と共鳴しあう関係にある。

第4に、同盟の政治的機能は、軍事同盟の前提として機能する。政治同盟については、(1) 関係国の価値認識が相似であること、(2) 価値認識が相似である必要はないが、共通の利害認識があること(例、勢力圏協定)、(3) ad hocな国際協調行動(例、有志連合)、あるいは(4) 当面の利害計算を越えた、将来に向けての一種の保険協定が、含まれる。

第5に、同盟の効果は、軍事、経済、政治という3つの機能が複合して現れる。軍事同盟の外枠を決めているのが、政治の同盟であり、軍事同盟の内実を固めるのが、経済の同盟である。また、同盟の効果进行分析するには、外交面や国際経済政策の側面だけでなく、国内政治や国内経済政策への影響も見ておく必要がある。さらに、同盟の効果をもどどのような歴史の時間幅で、測定するかも、難しい問題である。

第6に、同盟の軍事面については、一般に、共通の敵に共同して、どう戦おうとするかが問題とされ、「攻められる」ことに対して「守る」という視点が、強調される。しかし、同盟の共同行動には、「守る」ためと称して、「得る」ために、「攻める」ことも少なくない。保障としての同盟は、外からは、脅威としての同盟と見えることである。両者の区分は微妙である。

第7に、安全保障条約には、条約関係を中核として、同盟国間の外交、経済、軍事関係を運用する体制が、形成される。日米安保条約について言えば、それを運用する体制が日米安保体制である。本論では、日米安保体制の中で、軍事的制度化とその正当性が高まってきた日米安保再定義以降を同盟(化)と呼ぶことにする。因みに日本政府として初めて公式に、米国を日本の「同

盟国」である、と発言したのは、1975年の訪米時の大平正芳首相である（福永2008：243頁）。

Ⅳ 日米安保体制のマクロのバランスシート

「日米安保体制は誰のために、何を守っているのか」について、「誰」を「国家」（「国民」）とおいてみると、まず、軍事的安全保障の一般論として、軍事力で守ろうとするのは、自国の国境（国家）なのか。「国益」なのか。利益圏・支配圏なのか。自分たちの日常生活なのか。それとも、（先進国にとって）国際経済体制なのか。（覇権国にとって）世界支配なのか。あるいは（自由貿易体制とか、国際的安全保障とかの）国際公共財なのか。ここで、国境で考えるか、国益で考えるか。その差は大きい。国境の防衛とか、国家の保全であれば、政策目標は比較的に限定される。しかし、国益とか利益圏の確保を主張すれば、政策目標は伸縮自在、適用範囲は融通無碍となる。国際公共財についても、それが関係諸国のクラブ財となる可能性は見落とせない。

上述のことを2国間の同盟に適用すると、両国それぞれの国境、国益1（日常生活）、国益2（利益圏）、国益3（支配圏）、国益4（国際経済体制）、国益5（世界支配）の確保、および国際公共財の提供が、問題とされる。本来同盟関係は、対等な2カ国を想定しているのであるが、現実には、同盟関係国には、非対称、不対等の側面が付きまとうことになる。では、日米安保体制ではどうか。このような考えを日米安保条約に適用し、日米両国間をクロスさせてみる。

米国から考えると、その軍事力の意義は、国境防衛、国益1（日常生活）、国益2（利益圏、市場民主主義）、国益3（国際経済体制、新自由主義）、国益4（世界支配）、それに「国際公共財」（安全保障）であろう。これを日米安保体制に移し代えると、米国にとっての日米安保条約の意義は、国益1（日常生活）、国益2（利益圏、市場民主主義）、国益3（国際経済体制、新自由

主義)、国益4(世界支配)、国際公共財(アジア太平洋の平和)となる。日米安保条約には、日本が米国の国境・国家の保全に軍事協力をする事は規定されていない。また、米国の国益2~4、および国際公共財は、米国の世界支配によって「獲得する」ものとして、不可分の一体である。これは、日本からみると、日米間の経済協力の推進と、米国の創造、管理する国際経済レジーム(新自由主義を含む)への参加の「利益」となる。

日本から考えると、日米安保体制の意義は、国境防衛、国益1(日常生活)、国益2(市場民主主義)、国益3(国際経済体制、新自由主義)、国益4(アジアへの経済進出)、および米国提供の国際公共財(アジア太平洋の平和)の利用ということになる。周知のように、日米安保条約には、米国による日本国家の安全保障への軍事的支援(米国議会の承認が必要とする点で自動適用でない)は規定されているが、日本側にそれに相応する対米条項はない。その意味で、日米安保条約は片務的条約である。しかし、日本の国益1~4、および国際公共財の利用は、米国の国益2~4、および国際公共財の提供と深く関わっている。そのことが揺らいだのが1980~90年代の日米経済摩擦であるが、この摩擦は、1990~2000年代に、日本の経済政策が米国主導の新自由主義経済にはめ込まれることで「解決」されている。そこでは、新自由主義の結果として、日本国内には経済格差が広がっている。日米安保条約の前文では、民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配、緊密な経済的協力に加えて、各国の経済的安定・福祉が、謳われているが、国益1(日常生活)が犠牲にされてきているのが、近年の現実である。

以上が、日米安保体制を支える2国間のマクロの利益関係の見取り図である。そこでは、両国が市場経済の定着と国際経済の円滑な運営のために、アジア太平洋の平和に共通の利益を見出す可能性が注目される。これは、帝国主義論でいえば、日米両帝国主義の覇権的協調行動ということになる。

V 日米安保体制のミクロのバランスシート

ここで、(1) 誰にとって、何を守ろう（得ようと）としているのか、あるいは(2) 誰にとって、何を守って（得て）いるか、という視点から、日米安保体制の全体について、ミクロのバランスシートを作成する。表1は「冷戦期：日米安保体制のバランスシート」であり、表2は「冷戦後：日米安保体制のバランスシート」である。沖縄については「返還前」と「返還後」に分けておく。

この2つの表では、日米安保体制の「冷戦期」と「冷戦後」（沖縄は「返還前」と「返還後」）について、その「背景」、「目標」、「外交」、「軍事」、「経済」、「文化」、「国内政治」、「沖縄」の各項目（サブ項目を含む）を立て、日本、沖縄、アメリカが日米関係に「提供」してきたこと、およびそこから「獲得」（利益、あるいは負担）してきたことをクロスさせている。その際、特定の利益（成果）のために用いた費用を、他の用途に振り分けたときの「逸失利益」も考慮しておく（「逸失利益」については、ゼロもしくは無関心の場合には、[—] で表しておく）。

このバランスシートの読み方であるが、この表を横に読むと、日米安保体制のもとで、日米両国が沖縄を利用してきたことが、よく分かる。同じく横であるが、沖縄をとばして、日本とアメリカに注目すると、両国の相互関係の全体像が透かし見えてくる。次に、表を縦に読み、特定の項目（群）に注目すると、国家指導者、国家官僚、ビジネス界、あるいは国家主義者や反米リベラルなどの意見の相違が見えてくる。また、表1と表2を合わせて読むと、冷戦期と冷戦後、および返還前と返還後が、対照できる。本論では、次の5点を確認しておきたい。

第1に全体像であるが、日米安保体制は、一貫して日米関係全般の支配・従属関係に制約されてきた。日本の防衛政策は、アメリカから安全の保障を受ける反面で、アメリカから制御され、政策の自由度が制限されてきた。そ

のもとで、日本は在日米軍基地を提供し続け、アメリカは日本に有事の軍事力と核のカサを約束してきた。核兵器については、日本は、アメリカの提供する核抑止力に依存することの代償として、核武装を放棄してきた。しかし、日本としては、憲法第9条によって集団的自衛権の行使を自粛し、これに専守防衛を合わせることによって、自衛隊の海外での武力行使・対決、戦闘を避け、戦死者の発生を回避して、海外で平和国家のイメージと、それに伴う海外での日本人の安全を維持できた。また、日本は、軍事大国化を目指さないことによって、経済大国化の目標を達成できた。その背景には、冷戦の中で、米国がアジアにおける反共のモデル国として、日本の経済復興と東南アジアへの経済進出を支援したことがある。冷戦では、資本主義経済が社会主義経済に勝利することで終わったが、その結果として、市場経済が中国、ベトナムなど社会主義国を含めて、アジア諸国に広まった。市場経済の地理的拡大は、日米安保体制の成果である。これは、帝国主義論では、日米帝国主義の協調行動ということになる。

第2に、冷戦期と冷戦後に特有の特徴について、それぞれが斜体で表記されているが、これらを合わせると、日米安保再定義に伴う日米安保体制の変質が見えてくる。冷戦期に、日本は平和憲法のもと、専守防衛を選び、経済成長を果たし、経済大国となった。この結果として、国内における日米安保体制への支持が高まることになった。その中で、1990年代から、日本国民の国家理念は、戦後の平和国家から「普通の国家」へ移行してきている。このことが、冷戦後に日米安保再定義と日米同盟化、さらに集団的自衛権の限定的解禁の国内的背景となった。国内では、日米安保体制は制度化し、脱政治化して、政治勢力として日米安保の批判勢力が弱まってきている。同盟にともなう巻き込まれる危険と、見捨てられる危険については、日本国内で冷戦期には主に対ソ関係で巻き込まれる危険が論じられていたが、冷戦後には、東アジアでの紛争状況で、巻き込まれる危険ではなく、見捨てられる危険が論じられるようになり、巻き込む努力が見られるようになった。経済的には、

表 1 冷戦期：日米安保体制のバランスシート

斜体 = 冷戦期に特有な特徴
凡例 [] 内 = 逸失利益

	日本	提供	沖繩 (返還前)	米国
背景				
目標	提供 日米友好志向と対米従属 価値の共有 (自由、民主主義、経済大国化) 資本主義経済 [混合経済] (――) 平和国家、モノ、カネ	獲得/負担 米施政権と祖国復帰運動 祖国復帰 日本国家の外、平和憲法の外	提供 米施政権と祖国復帰運動 祖国復帰 米軍基地の外、平和憲法の外	提供 自由主義陣営のリーダーと対日優位 価値の共有 (自由、民主主義、冷戦の勝利) 資本主義経済 西側のリーダー、ひと (軍隊) アジアでの軍事拠点、軍事的展開 支配の強化 軍事大国日本への制衡 反共のモデル国・日本
外交	従属 被保護国としての安全 [自立] [自主防衛] 自主防衛の自衛、防衛武装 [非武装] [独自武装] 東南アジア経済進出 [対等関係] [反共路線]	提供 日本国家の外、平和憲法の外	提供 米軍基地の外、平和憲法の外	提供 西側のリーダー、ひと (軍隊) アジアでの軍事拠点、軍事的展開 支配の強化 軍事大国日本への制衡 反共のモデル国・日本
軍事	専守防衛 米軍基地、基盤的防衛力 日米 (行政) 地位協定 駐留米軍経費、思いやり予算 (78 年から) 核武装の放棄、核密約、「非核三原則」 ベトナム戦争	提供 沖撃戦 米軍用地、基地、演習の自由使用 米軍基地 米軍基地 米軍基地 米軍後方基地 (爆撃、保養)	提供 戦場の記憶 基地被害、米兵犯罪 米軍基地 核兵器持ち込み 米軍基地 米軍後方基地 (爆撃、保養)	提供 アジアでの軍事的展開 基地の自由使用 (極東、ベトナム) 日米 (行政) 地位協定 基地経費節約 日本の非核武装化、核艦船寄港 経済収支の悪化、政府財政の悪化、ベトナム反戦、敗戦
経済	対米輸出、自主規制 軍事支出の削減 米国の対中敵視への支持 経済大国としてのアジアでの貿易、投資、ODA	提供 経済大国化・ドル支え [日米帝国主義対立] (――) 東南アジア市場確保 [小国主義] [大國反政] アジアで市場経済の利用 [社会主義国との友好] [大アジア主義]	提供 米軍市場 安保下の軍事的保障 対中敵視、アジアの非共産化・市場経済 世界経済の市場経済化への工作	提供 米軍市場 安保下の軍事的保障 対中敵視、アジアの非共産化・市場経済 世界経済の市場経済化への工作
文化	親米と反米	提供 親米と反・米軍	提供 親米と反・米軍	提供 日本の親米勢力
国内政治	日米安保推進勢力	提供 日米安保推進勢力	提供 日米安保推進への支援	提供 日米安保体制の存続
沖繩	米軍基地の島、沖繩返還要求	提供 反米闘争 (島ぐるみ土地闘争、コサ騒動)	提供 基地容認派	提供 米軍基地の島、沖繩返還要求 米軍基地の島、沖繩返還要求

(出典：筆者作成)

表2 冷戦後：日米安保体制のバランスシート

凡例 [] 内＝得失利益 斜体＝冷戦後に特有な特徴

	日本	沖繩（遷移後）	米国	
背景	獲得／負担	負担／獲得	獲得	
目標	日米友好志向と対米従属 日米同盟化 [東アジア友好関係] [] 国民の安全感 [別の安全感] []、見捨てられる危険の回避 被保護国としての安全 [自立] [] 日米同盟化 [外交の自由] [] アメリカの反撥 [東アジア友好] [反中嫌悪] アジア太平洋・周辺事態、安全保障で米軍依存 [確実性] [] 基地被害 [被害の防止] [] 駐留米軍経費、思いやり予算 [] 格武装の放棄、精密空、BMD 参加	日本同盟での同盟化とウチナーンチュ 価値の共有 (自由、民主主義、人権、市場経済) 沖縄の自立、本土並み 対米非公式直接交渉 米海兵隊の限外移転要求 東・東南アジアへの輸渡し 米軍基地の島 米軍基地の取回 沖縄振興開発、観光資源、観光経済 基地経済、補償政治 親米ネオオリベラル、リベラル [反米リベラル] [] 脱政治化、日米同盟論 基地経済 [自立経済] []、米軍基地集中への不透明化	提供 価値の共有 (自由、民主主義、人権、市場経済) 沖縄の自立、本土並み 対米非公式直接交渉 米海兵隊の限外移転要求 東・東南アジアへの輸渡し 米軍基地の島 米軍基地の取回 沖縄振興開発、観光資源、観光経済 基地経済、補償政治 親米ネオオリベラル、リベラル [反米リベラル] [] 脱政治化、日米同盟論 基地経済 [自立経済] []、米軍基地集中への不透明化	提供 獲得 国際秩序としてのアメリカの支配と対日優位 世界支配、その一環としての日米同盟化 アジアでの軍事拠点、軍事的展開 支配の強化 日本の集団的自衛権の解禁 TPP交渉 基地の自由使用 (東アジア、太平洋、イラク)、輸給支援 日米地位協定の諸特権 基地経費節約 参加 日本との非・核武装化、BMD 日本金融市場の自由化 米国内の貧困、中国の市場経済化 日本の反米勢力減衰 日米共同行政運営 基地・演習の自由使用、辺野古移転
外交	自衛隊海外派遣、日米共同演習、集団的自衛権 東アジア共同体論 米軍基地、後方支援、動的防衛力、尖閣諸島問題 日米地位協定	米海兵隊の限外移転要求 東・東南アジアへの輸渡し 米軍基地の島 米軍基地の取回	日米同盟化 環太平洋地域 軍事的展開力(ナイレポート) 基地の自由使用 (東アジア、太平洋、イラク)、輸給支援 日米地位協定の諸特権	
軍事	米軍基地、後方支援、動的防衛力、尖閣諸島問題 日米地位協定	米軍基地の島 米軍基地の取回	基地の自由使用 (東アジア、太平洋、イラク)、輸給支援 日米地位協定の諸特権	
経済	駐留米軍経費、思いやり予算 格武装の放棄、精密空、BMD 参加 米国内配の世界経済体制への参加	沖縄振興開発、観光資源、観光経済 基地経済、補償政治	核のカサの約束 新自由主義経済、日米構造協議 新自由主義・世界経済体制、米国内の貧困、中国の市場経済化 日本の反米勢力減衰	
文化	親米	親米ネオオリベラル、リベラル [反米リベラル] []	参加 日本との非・核武装化、BMD 日本金融市場の自由化	
国内政治	日米安保の日常業務化、批判的政治勢力の弱体化	親米ネオオリベラル、リベラル [反米リベラル] [] 脱政治化、日米同盟論	参加 日本との非・核武装化、BMD 日本金融市場の自由化	
沖縄	米軍基地集中、辺野古移転、沖縄振興政策、補償政治	米軍基地集中への限民不満 米軍基地問題の不透明化	日米共同行政運営 基地・演習の自由使用、辺野古移転	

(出典：筆者作成)

冷戦の終結期に深刻な日米経済摩擦となったが、一面では、日本は米ドル基軸通貨体制を支えていた。さらに冷戦後には、日米経済摩擦問題は、日本がアメリカ指導の新自由主義の国際経済ルールに相乗りすることで、表面化しなくなっている。その反面で、アメリカと同様に、日本国内でも経済格差が目立つようになってきている。これは、負での対称性の獲得というべきものである。

第3に、日米両国間でみても、両国政府は、それぞれの提供した個別の理念や政策と、それぞれの獲得した個別の成果や、負担した個別の犠牲が、日米安保体制のバランスシートということになるが、そこに大きな意味での全体像（上記）を加えたものが、トータルのバランスシートとなるであろう。

読み手が重点をおく箇所を変えることで、「誰にとって、どのような意味をもっていたか」を読み取ることができる。たとえば、国家指導者、国家官僚、ビジネス界などの立場からの反応を確認することができる。読み手の各人が選択する重点の置き方によって、見える部分と見え方が違ってくるはずである。国家指導者について言えば、このバランスシートの個別項目を細かく理解し、また全体像を把握することが期待されるが、現実には、しばしば偏頗な判断がみられる。国家官僚について言えば、外務省にせよ、防衛省にせよ、沖縄対策を含めて、日常業務や共同軍事演習を積み重ねることで、安保体制を制度化してきている。ビジネス界でみれば、防衛産業の利益に加えて、冷戦期における経済大国化や東南アジアへの進出・市場経済の浸透、冷戦後には社会主義国での市場経済の採用があり、アメリカ支配の新自由主義政策に賛同、参画することで、日米安保体制を支持してきた、といえよう。文化の面では、米国の対日文化政策は、冷戦期に日本の知識人層のなかで、マルクス主義（歴史学）を排除し、近代化論（者）を支援し、親米リベラルを育成してきた。しかし、それは、米国と価値観を共有するが、日米安保体制には批判的な反米リベラルを育成することにもなった。最後に、日本国家（国民）にとって、日米安保体制での最大の逸失利益は、中国、韓国などを含む東アジア共同体の結成であることを確認しておきたい。日本は、米国の

意向を無視して、これを推進できないでいる。

第4に、日本の項の「獲得／負担」中の「逸失利益」に注目すると、2種類の安保体制批判が見えてくる。1つは、反米リベラルからの安保体制批判である。これは、冷戦期でみてみると、対米従属に対しての「自立」、安保体制の安全保障への「疑問符」、「巻き込まれる危険」の強調、専守防衛（防衛武装）に対しての「非武装」、政府の非核2・5原則に対する「三原則の厳守」、ベトナム戦争に「反戦」の声、東南アジア経済進出について「対等関係の追求」と「小国論」、経済大国化について「日米帝国主義の対立可能性」の指摘、アジアでの市場経済の推進に対して「アジア社会主義国との友好」などとなっていた。これは、冷戦後には、対米従属に対して「自立」、国民の安全感について「別の安全感」、日米同盟化に対して「東アジア友好関係」、思いやり予算に「反対」、基地被害について「被害の防止」、基地経済に対して「自立経済」、核のカサに「反対」、新自由主義経済に対して「反対」、国内格差の「是正」を求めるものとなった。しかし、日米安保には、まったく逆の立場から批判もある。それは、冷戦期には「自主防衛」、「独自武装」、将来の「核武装」、「反共路線」の徹底を主張し、台湾の大陸反攻を支持し、近代化論に対しては「国民的道義」を対決させるものであり、別の角度からではあるが、安保体制の安全保障には「疑問符」を突きつけていた。この立場は、冷戦後には、基本的に冷戦期と同じ主張を維持しながらも、「自給経済」や「日本の伝統」を強調し、東アジアでは「反中嫌韓」を唱道する国家主義となっている。この国家主義は、現状で米軍の軍事力（抑止力）に期待し、沖縄での基地被害には鈍感で親米であるが、靖国神社参拝や歴史認識問題では、反米ナショナリズムとなっている。「逸失利益」の回復で考える限り、反米リベラルも、国家主義者も、「過慮」（中江兆民）であるかもしれない。しかし、同じ「過慮」でも、非暴力的な「過慮」と、暴力的な「過慮」とでは、日米安保体制を非暴力の方向に導くか、暴力の方向に導くかのベクトルの差を生むものと思われる。暴力的な「過慮」は、日米安保体制を集团的自

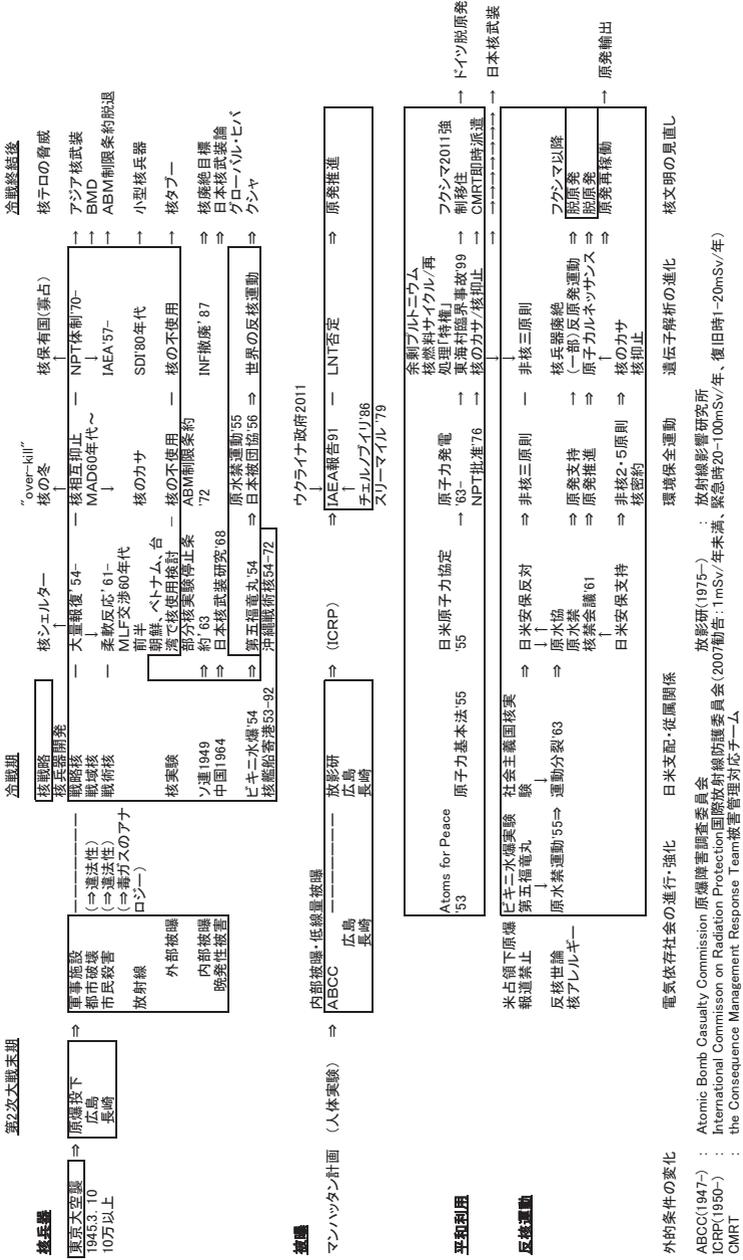
衛権の方向に引っ張っていくベクトルとなっている。

第5に、このバランスシートは、本来的に日米両国間のバランスシートとして作成したものである。しかし、沖縄を日米の間に書き込まないと、表は完成しない。この表から、沖縄が日本国家とアメリカ国家の間に置かれ、両者に利用されているのが、見えてくる。すなわち、返還前の沖縄は、日本国家と平和憲法の外におかれ、形式的に日米安保条約の外におかれていたが、実質的に日米安保体制でアメリカ内の位置におかれ、米軍基地の島となっていた。沖縄は、ベトナム戦争での北爆などの渡洋爆撃機の発進や、核兵器の貯蔵などの基地であり、米軍の戦闘体制の下におかれていた。島ぐるみ土地闘争(1956年)やコザ騒動(1970年)の反米闘争が展開された。返還後には、米軍基地をめぐる沖縄とアメリカとの直接対決は、日本政府を経由する間接的なものとなり、直接対決は、日本政府と沖縄との対決に転化している。沖縄からの要求は、沖縄の自立と本土並みであり、「基地の島」からの脱却である。これに対して、日本政府は、沖縄の米軍を温存するとともに、公共事業や社会資本の充実など、補償政治を進めている。しかし、沖縄の人々からみると、周縁化は進行しており、辺野古など米軍基地の恒久化が進められようとしている。このなかで、ウチナーンチュのアイデンティティが高まってきている(前田・林・我部2013、来間2012、屋良2012、島袋2014)。

VI 日米核同盟のバランスシート

表3は、日米間の不対等・非対称の関係の一例として、原爆・原発をめぐる「日米核同盟」を取り上げ、核兵器の使用・開発・配備、核戦略、核被害の被爆と被曝、平和利用、反核運動とそれらの相互関連について、日米関係の視点から時系列で表を作成していき、この核同盟が「誰にとって、どのような利益と負担」をもたらしたかを、一種のバランスシートとして考察するために、作成したものである。本論では、次の5点を確認しておきたい。

表3 原爆・原発と日米関係 - 日米核同盟 -



(出典：筆者作成)

第1に、第二次世界大戦後に、米国は世界支配の用具として、核エネルギーの利用を利用してきたことである。それは、軍事的にマンハッタン計画から始まり、現実には広島、長崎の原爆投下（1945年）となった。その後、東京裁判（1946～48年）では、原爆投下が訴求されることを拒絶し、冷戦の進展とともに、米ソ間の核軍拡競争に入った。その間に、核の手詰まりがある中で、米国は、朝鮮戦争、台湾危機、ベトナム戦争などで、核兵器の使用を考えたし（Jones 2010）、日本に対しては、占領期の沖縄に核兵器を持ち込んでおり（1954 - 72年）、返還後も、有事の核持ち込みの密約を日本政府と取り結んできた（前田・林・我部 2013）。冷戦期には、日本政府の非核三原則の表明にもかかわらず、日本国民の期待を裏切って、日米の密約のもとに核艦船の寄港は続いていた。現実にあったのは、非核2・5原則であった（太田 2004、太田 2014）。冷戦終結後も、米国は、小型核兵器など、使える核兵器の開発を進める一方で、BMD 構想で日本の自衛隊を核戦略に引き込んでいる。

第2に、米国は、第2次大戦後、原爆を有効な兵器として、原爆情報を独占しようとした。占領下の日本では、原爆関連の報道を禁止し、原爆被害者について、広島と長崎で ABCC（原爆障害調査委員会、1947年発足）による調査（被曝・被爆者の健康状態、胎児への影響）を進めながら、一切の治療をせずに、被爆者のデータを収集した（山崎 2011）。ABCC は、1975年に日米合同の放射線影響研究所として改組され、広島と長崎に研究所が置かれた。ABCC/放影研の調査・研究では、原爆被害における内部被曝、低線量被曝による健康への影響について、低く見る傾向がある⁽¹⁾。国際チェルノ

(1) 被爆者被害の疫学研究では、被爆者と非被爆者のコホートを比較することが必要となる。しかし、ABCCの最初の調査では、爆心地から2km以内で被爆し、脱毛、紫斑、口内炎の放射線急性障害にかかった者を「有意な被曝線量を浴びた」放射線被爆者とし、2km以遠の低線量被爆者は、早期入市者と、黒い雨の地域の人々を含めて「非被爆者」として取り扱ったことや（中川 2011、99 - 102頁）、ABCC/放影研の1950年以降の継続調査では、1950年1月に広島・長崎の原爆被爆者のコホート（9万3千人）、非被爆者のコホート（2万7千人）を決めたことで、被爆者コホートが本来の5年前の被爆者コホートではないこと（その間に死亡した被爆者、あるいは市外移住者などが除かれる）（中川 2011:104 - 107頁、重松 2006:20-23頁）など、基本的問題がある。

ブイリ・プロジェクト調査報告（対象 700 人、日本の専門家・重松逸造放射影研理事長を委員長とする）も、内部被曝、低線量被曝の影響を低くみていた⁽²⁾（IAEA 1991）。この傾向は、放影研などの広島、長崎の専門家の一部にみられることで、福島原発事故（2011 年）後の対応策の提言にもつながっている（放射線影響研究所 2012、山下 2011）。しかし、内部被曝の実態の調査は、核戦争を計画する米軍関係者にとって、やはり大きな関心事であるに違いない（肥田・鎌仲 2005：84 頁）。米国は、事故直後に核特殊専門チーム「被害管理対応チーム（CMRT）」を現地に派遣して、空中から放射能汚染実態の測定をしている（太田 2014）。

第 3 に、米国は、核エネルギーの平和利用によっても、世界を支配しようとしており、アイゼンハワー大統領の Atoms for Peace（1953 年）を嚆矢として、平和利用を日本に売り込み、日本と日米原子力協定（1955 年）を結び、原発のための核燃料を供給するとともに、その軍事利用への転換を阻止するために、核燃料の再処理を原則的に禁止した（のちに「特権」として承認）。さらに、日本に NPT 批准を求めた。この批准（1976 年）によって、日本は IAEA の査察下におかれることになった。その間、日本では、中国の核実験（1964 年）を受けて、1960 年代後半に、内閣調査室を中心に密かに核武装を具体的に検討したが、研究班は、政治的効果などを考えて、核武装の有効性を否定した（黒崎 2006）。日本の非・核武装と対になってきたのは、米国の

(2) この報告書では、「汚染に伴う健康影響は認められない」「甲状腺被害はない」となっているが、重松は、次のような留保をしている。「事故後ちょうど 5 年目ですから、広島、長崎の例からいうともし何か病気が出てくるとすれば、真っ先に出てくるのは白血病関係であろう、甲状腺はまだちょっと早いかもしれないけれど、ともかく兆候が見つかるかもしれない」「答えは事故後丸 4 年目ではまだ異常は認められない。ただ考えられるのは、これから増えるのは甲状腺がんであろうということが、ちゃんと報告書には書かれています。特に子どもたちに注意するように」と（笹川記念保健協力財団 2006、15 頁）。重松は「原爆被爆者の場合は、一部を除いて内部被曝はあまり問題となっていません」と言いながらも、被爆者の疫学研究で蓋然性（probability）の問題として「低線量被曝への影響」を完全には無視できなかった（重松 2006：80、150 頁）。

核抑止戦略であり、核のカサの保障である。表面的に言うと、日本の非核三原則と米国の核のカサは両立していた。しかし、それらを実際に結びつけていたのは、日米安保体制下の密約であった（太田 2004、太田 2014）。

第4に、米国は、ビキニ水爆実験（1954年3月）にともなう第5福竜丸の被爆（曝）事件をきっかけに、日本で原水爆禁止運動を引き起こすことになった（丸浜 2011）。米国は、冷戦の中で対ソ核戦略を認めてもらうためにも、また日本への平和利用の売り込みのためにも、3度の原水爆被害に根ざす日本人の反核感情（核アレルギー）を解消せねばならなかった。このために、米国は、福竜丸事件では、1955年1月に、日本政府への200万ドルの補償金を支払うことで、国民的規模の原水爆反対の世論をかわした（黒崎 2014）。さらに米国国務省は、1955 - 56年に日本の全国各地で原子力平和利用博覧会の開催を共催した（田中・カズニック 2011、有馬 2008）。日本国民の反核感情は、非核三原則を支持したように、核政策に関しては、日米安保体制に批判的である。この点では、日本国民と対立していたのは、日米両国政府である。しかし、その間に原発の安全神話が、日本国民の間に浸透していた（それが崩壊するのは、福島原発事故後である）。

第5に、核エネルギーの利用については、軍事利用を中心にして、日米間に対等性はない。平和利用も、この影響を受けている。軍事利用について、非核三原則と核のカサは、対等性の見せかけをもつが、実際には核持ち込みの密約に裏打ちされていて、相対的対等性とすら言えるものでない。平和利用についても、福島事故後に、日本の脱原発の選択について、米国政府要人には、日本の核技術を失うことになるからとして、これに反対する者もいる（Armitage and Nye 2012）。このような日米間の不対等性は、日本における原発再稼働への追い風となっている。日本の中には、核の潜在的抑止力（核武装の可能性）を念頭において脱原発に反対する意見も散見される（石破 2011、読売新聞 2011年9月7日社説）。

VII 結びに代えて

本論は、そのアプローチからして、1つの結論を導ける性質のものではない。それは、いわば万華鏡のように、対等性と従属性の議論を内側から照らして見ようとするものであった。ここでは、5点を照射することで、結びに代えたい。

第1に、アメリカは、帝国として、世界を政治的、軍事的に支配し、経済では市場経済をアジア各地に伝播してきた。このもとで、日米安保体制は展開されてきたが、日米核同盟にも明らかなように、日本の対米従属は、否定できない。日本側としては、そのようなアメリカに対して、部分的に対等性を回復しようとしてきた。

第2に、日本は、日米安保体制プラス平和憲法によって、平和国家のイメージを維持し、自衛隊は、海外でこれまでに「殺さず、殺されず」を実現できた。しかし、この平和国家・日本には、「基地の島」沖縄の周縁化と、沖縄の人々の社会的経済的犠牲と不安の拡大を伴うものであった。それはまた、アメリカの核戦略に取り込まれたものでもあった。

第3に、日米安保体制が冷戦期から、アジアの市場経済圏の拡大と関係しており、それが日米間に一定の共通利益（国際公共財）をもたらしたことが、日本のビジネス界と国民から日米安保体制を支援する底流となった。

第4に、冷戦終結の前後から、日本では、「普通の国家」化と「国家中心」主義が進行し⁽³⁾、合わせて日米安保体制の制度化が進み、軍事的に対称性の回復が、集団的自衛権の限定的解禁などで、展開されようとしているが、対称性の回復が対等性の回復に通ずるとは思えない。経済的にも、新自由主義下の経済格差の増大は、対称性の回復であるが、好ましいものとは思えない。

(3) 「国家中心」主義とは、日常的に「国家」を軸として考える思想と行動の様式を指し、日本国民の「普通の国家」感情と同調するものであるが、直ちに強権的国家支配と対外膨張政策を目指す国家主義とは、別物である。それは、いわば静態的な「国家中心」主義である。

第5に、現実が不対等である場合、形式的に対等性の見せかけを作ることや、日米間の不対等を密約で国民から隠すことが、しばしば不対等性（従属性）にもなって、起こっている。これは、民主主義を破壊するものである。

参考文献：

- 赤旗政治部「安保・外交」班（2010）『従属の同盟－日米安保の50年を検証する』新日本出版社。
- 有馬哲夫（2008）『原発・正力・CIA- 機密文書で読む昭和裏面史』新潮社。
- 石破茂（2011）『報道ステーション「原発 わたしはこう思う」2011年8月16日』<http://www.at-douga.com/?p=8498>（アクセス 2014年12月2日）。
- 太田昌克（2004）『盟約の闇－「核の傘」と日米同盟』日本評論社。
- 太田昌克（2014）『日米〈核〉同盟－原爆、核の傘、フクシマ』岩波書店。
- 菅英輝（2104）「日本のナショナルリズムを管理する米国の能力に陰りが見えてきた」（『ジャーナリズム』5月号、No.288）。
- 来間泰男（2012）『沖縄の米軍基地と軍用地料』榕樹書房。
- 黒崎輝（2006）『核兵器と日米関係－アメリカの核不拡散外交と日本の選択1960－1976』有志舎。
- 黒崎輝（2014）「第五福竜丸事件と日米関係-核兵器をめぐる摩擦と協調の源流」（『年報日本現代史』第19号）。
- 坂元一哉（2000）『日米同盟の絆－安保条約と相互性の模索』有斐閣。
- 笹川記念保健協力財団（2006）『笹川チェルノブイリ医療協力事業を振り返って』笹川記念保健協力財団。
- 重松逸造（2006）『日本の疫学－放射線の健康影響研究の歴史と教訓』医療科学社。
- 柴田晃芳（2011）『冷戦後日本の防衛政策－日米同盟深化の起源』北海道大学出版会。
- 島袋純（2014）『「沖縄振興体制」を問う－壊された自治とその再生に向けて』法律文化社。
- 武田康裕・武藤功（2012）『コストを試算！日米同盟解体-国を守るのに、いくらかかるのか』毎日新聞社。
- 田中利幸・カズニック、ピーター（2011）『原発とヒロシマ－「原子力平和利用」の真相』岩波書店。
- 中川保雄（2011）『〈増補〉放射線被曝の歴史－アメリカ原爆開発から福島原発事故まで－』明石書店。
- 中島琢磨（2012）『沖縄返還と日米安保体制』有斐閣。

- 布川玲子・新原昭治編著（2013）『砂川事件と田中最高裁長官一米解禁文書が明らかにした日本の司法』日本評論社。
- 初瀬龍平（2014）「「日米安保再定義」－日米安保体制を抱きしめて」（菅英輝編著『冷戦と同盟－冷戦終焉の視点から』（松籟社）。
- 鳩山由紀夫・孫崎享・植草一秀（2013）『「対米従属」という宿痾』飛鳥新社。
- 肥田舜太郎・鎌仲ひとみ（2005）『内部被爆の脅威－原爆から劣化ウラン弾まで』筑摩書房。
- 福永文夫（2008）『大平正芳－「戦後保守」とは何か』（中央公論新社）。
- 放射線影響研究所（2012）『「残留放射線」に関する放影研の見解』2012年12月8日（<http://www.rerf.or.jp/news/pdf/residualrad.pdf> アクセス2014年7月4日）。
- 前田哲男（2000）『在日米軍基地の取支決算』筑摩書房。
- 前田哲男・林博史・我部政明編（2013）『〈沖繩〉基地問題を知る事典』吉川弘文館。
- 前泊博盛編著（2013）『本当は憲法より大切な「日米地位協定入門」』創元社。
- 丸浜江里子（2011）『原水禁署名運動の誕生－東京・杉並の住民パワーと水脈』凱風社。
- 山崎正勝（2011）『日本の核開発：1939～1955－原爆から原子力へ』績文堂。
- 山下俊一監修（2011）『正しく怖がる放射能の話（増補改訂版）』長崎文献社。
- 屋良朝博（2012）『誤解だらけの沖繩・米軍基地』旬報社。
- 吉田真吾（2012）『日米同盟の制度化－発展と深化の歴史過程』名古屋大学出版会。
- 吉田敏浩（2010）『密約－日米地位協定と米兵犯罪』毎日新聞社。
- 琉球新報社編（2004）『日米地位協定の考え方：外務省機密文書（増補版）』高文社。
- Armitage, Richard L. and Nye, Joseph S. (2012), *The U.S.-Japan Alliance-Anchoring Stability in Asia*, Center for Strategic and International Studies.
- IAEA, International Advisory Committee (1991), *The International Chernobyl Project: Technical Report-Assessment of Radiological Consequences and Evaluation of Protective Measures*.
 (<http://www-pub.iaea.org/books/IAEABooks/3756/The-International-Chernobyl-Project-Technical-Report>. アクセス2014年7月4日)
- Jones, Matthew (2010), *After Hiroshima-the United States, Race and Nuclear Weapons in Asia, 1945-1965*, Cambridge University Press.

・本論は、日本国際政治学会2014年度研究大会の「日米安保体制の再検討－冷戦変容期と冷戦後における対等性と従属性」部会（2014年11月15日）での報告「日米関係のバランスシートと日米安保体制」をもとに、修正加筆したものである。当日の司会者、

報告者、討論者、および会場からのご発言（有益なコメント、ご質問）に感謝の言葉を申し上げます。

- ・本論は、2013 - 15年度科研費補助金・基盤研究（A）「冷戦下の日米安保と「核」そしてアジアについての総合的研究」（研究課題番号：25245030）（研究代表者菅英輝）の研究成果の一部である。